

(行政委員会事務局)

任用調査課における一般業務を行う会計年度任用職員要綱

1 目的

この要綱は「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、(行政委員会事務局)任用調査課における一般業務を行う会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)について必要な事項を定めることを目的とする。

2 職務内容

- (1) 職員の給与等の実態調査における職員データの整備業務
- (2) 給与報告・勧告に伴う参考資料用データ集計業務
- (3) 民間給与調査結果の収集、入力、データ分析等業務
- (4) 各種民間給与調査対象事業所選定基礎資料作成業務
- (5) 標本事業所の事前調査
- (6) 賃金センサスデータの整備、確認、分析業務
- (7) 労働基準監督機関業務にかかる各種調査データ収集、入力、データ分析作業
- (8) その他任用調査課長が必要と認める業務

3 任用について

会計年度任用職員の選考は、以下の内容を総合的に勘案して行う。

- (1) 書類選考
- (2) 口述試験
- (3) 技能試験

4 再度の任用について

再度の任用を行う場合には、業務の縮小及び廃止等の状況、及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

5 勤務時間等について

会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は下記のとおりとする。

「勤務日数」

1日6時間の勤務時間で週5日の勤務日

「勤務時間」

午前10時～午後4時45分まで

「休憩時間」

正規職員の例による。

「休日」

(a) 日曜日及び土曜日

(b) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(c) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く）

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 職員の給与に関する勧告及び報告に係る調査、労働基準監督関係調査及び公平審査に係る補助業務を行う非常勤嘱託職員要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年12月15日から施行する。